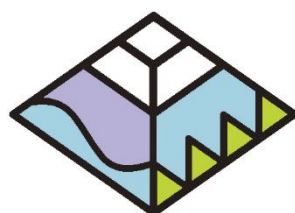


山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画



YAMANASHI

令和3年3月

山 梨 県

目 次

	第1章 計画の基本的事項	1
第1章	1. 計画策定の趣旨	1
	2. 計画の位置づけ	2
	3. 計画期間	2
	4. ギャンブル等依存症の定義	2
第2章	第2章 ギャンブル等の現状及び課題	3
	1. 現状	3
	2. 課題	17
第3章	第3章 ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な考え方	18
	1. 基本理念	18
第4章	2. 国、県、関係事業者、国民等の責務	19
	3. 共通認識	20
第5章	第4章 具体的な施策	21
	1. 施策体系	21
	2. 具体的な取組	22
資料	第5章 指標及び推進体制	32
	1. 指標	32
	2. 推進体制	33
	参考資料	34
	ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）	34

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

ギャンブル等については、多くの人が競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走の公営競技やぱちんこ等を健全に楽しんでいる一方で、これらに依存するようになると、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせることのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を招く場合があります。

ギャンブル等依存症は、正しい知識により予防を図ることができ、早期の支援や適切な治療により回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人や家族が依存症であるという意識を持ちにくい特性や、相談機関や医療機関、自助グループ¹等の不足等により、本人及び家族が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。

このような問題意識を背景に、平成28(2016)年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年法律第115号)の附帯決議においては、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」、「カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」が決議され、平成30(2018)年10月には、ギャンブル等依存症対策基本法(平成30年法律第74号。以下「基本法」という。)が施行されました。基本法は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、関係事業者、国民等の責務及び国や地方公共団体に取り組むべき基本的施策等を示すことにより、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的としています。

基本法第13条に、都道府県は、「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定に努めることとされていることも踏まえて、県ではギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、国が平成31(2019)年4月に策定したギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を基本としつつ、本県の実情に即した「山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定することとしました。

この計画に基づき、国、市町村、関係事業者及び支援機関等と連携したギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防及び回復のための対策を適切に講じ、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会の構築を目指していきます。

ギャンブル等依存症対策基本法

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第13条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

¹ 同じ問題を抱える人やその人を大切に思う家族らが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しつつ助け合える場所。グループメンバーと体験談、想い、情報、知識などをわかちあうことで、気づき、癒し、希望や問題解決へのヒントを得る人が多くいる。(出典:依存症対策全国センター)

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第1項に基づき、本県の実情に即したギャンブル等依存症対策についての計画として、山梨県総合計画をはじめ、関連する県の他の計画との整合性を図り策定します。

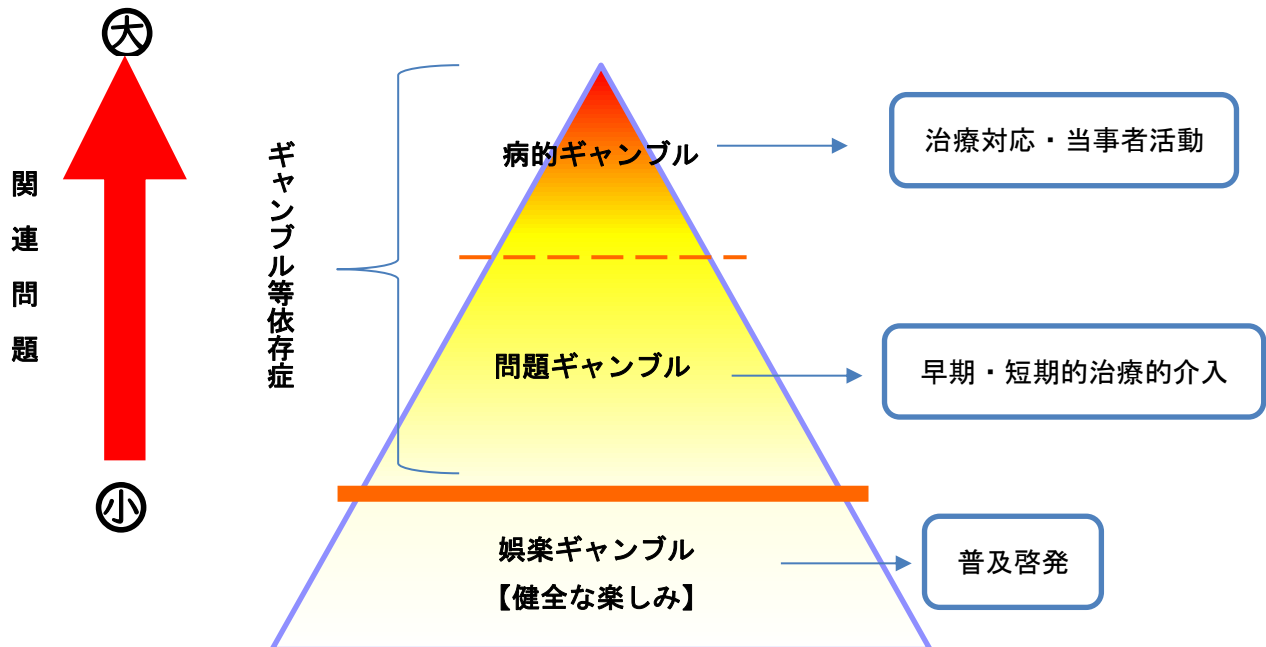
3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度までの3年間とします。

4. ギャンブル等依存症の定義

本計画では、ギャンブル等依存症対策の対象を「病的賭博」、「ギャンブル障害」に限らず、基本法と同様に「ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」とし、その状態にある者をギャンブル等依存症当事者とします。

◇ ギャンブル等依存症のイメージ図



平成24年12月21日 第2回依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会(厚生労働省) 田辺構成員資料 一部改

第2章 ギャンブル等の現状及び課題

1. 現状

① ギャンブル等の施設の状況(全国)(山梨)

本県には、公営競技の本場はありませんが、各種公営競技の勝馬投票券発売所及び場外車券売場(以下「場外発売所」という。)があります。県外にある競技場を利用することや、場外発売所、電話やインターネットを利用した購入や投票も可能であることから、本場に出向かなくても参加することが可能となっています。各種公営競技の本場入場人員や売上げ等については、次のとおりです。(表1)(図1)(図2)(図3)(図4)(図5)

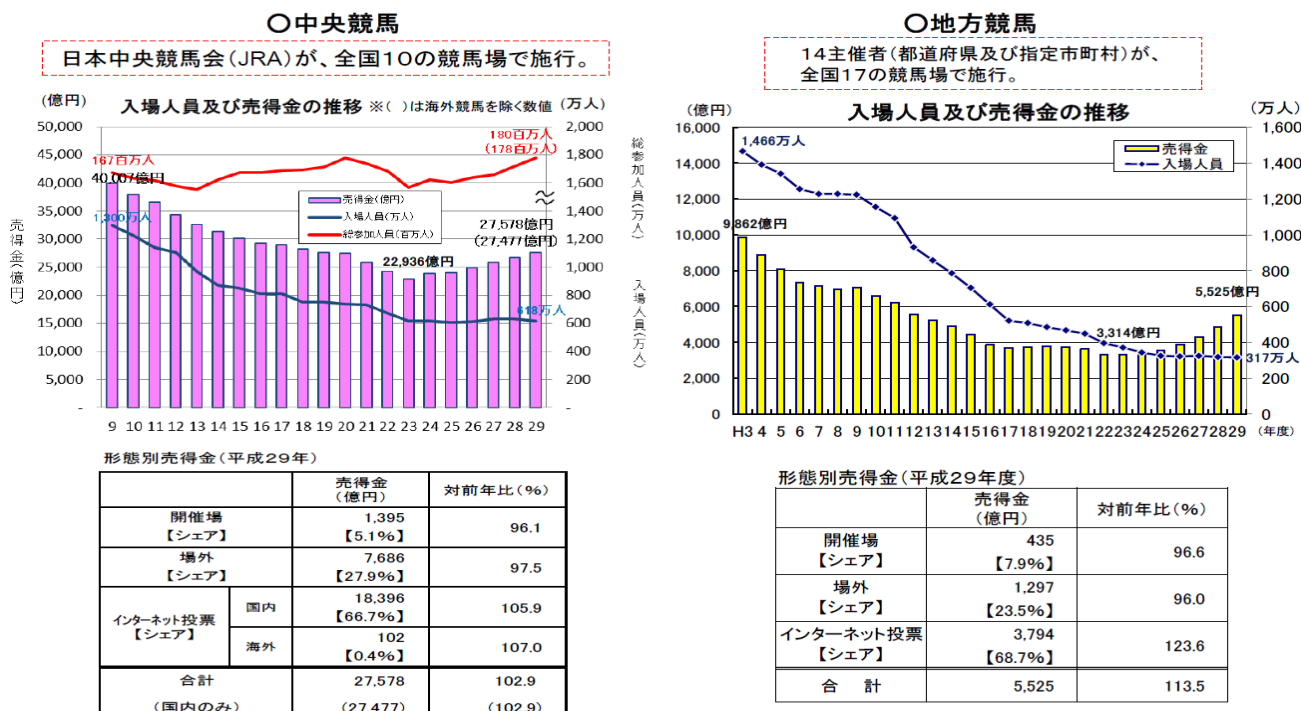
各種統計やレジャー白書²によると、公営競技については、本場売上高は減少傾向にありますが、場外売上げや電話投票が本場の売上を大きく上回っています。とくにインターネット投票を含む電話投票は拡大を続けています。

表1 山梨県内にある公営競技の場外発売所

公営競技種目	名称
中央競馬	ウインズ石和
地方競馬	ジョイホース双葉
競輪	サテライト双葉
オートレース	オートレース双葉
モーターボート競走	ミニボートピア双葉

山梨県作成

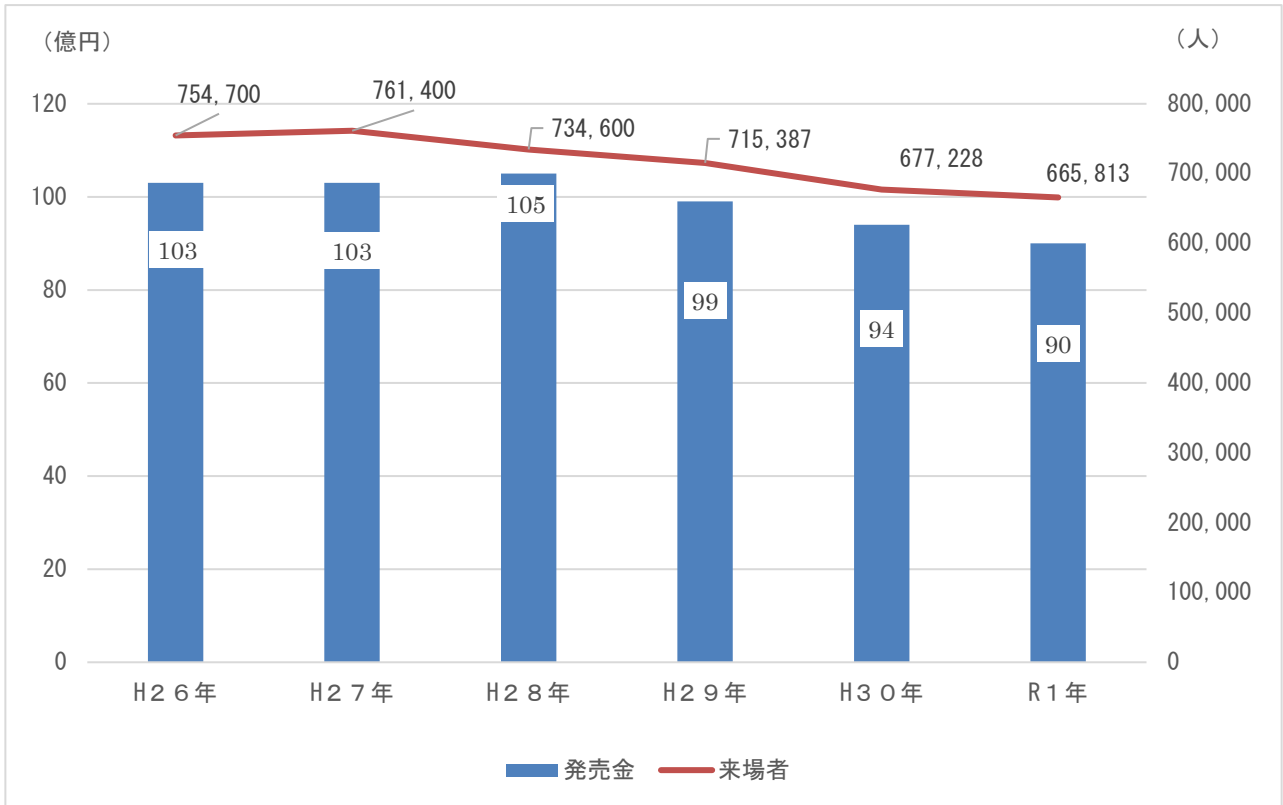
図1 中央競馬・地方競馬の入場人員及び売得金の推移



出典:農林水産省「競馬の概況」

² 公益財団法人日本生産性本部が発行する国民のレジャー活動を需給両面から総合的に分析する唯一の出版物

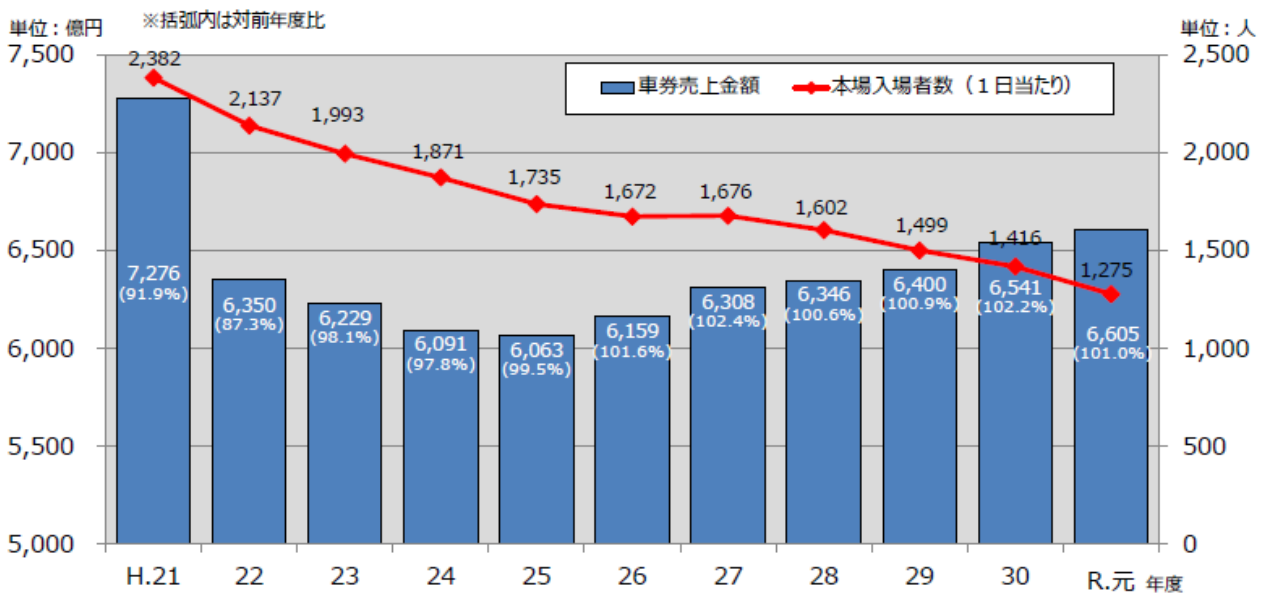
図 2 JRA ウィンズ石和における発売金と来場者数の推移



出典: JRA ウィンズ石和

図 3 競輪の売上高・本場入場者数の推移

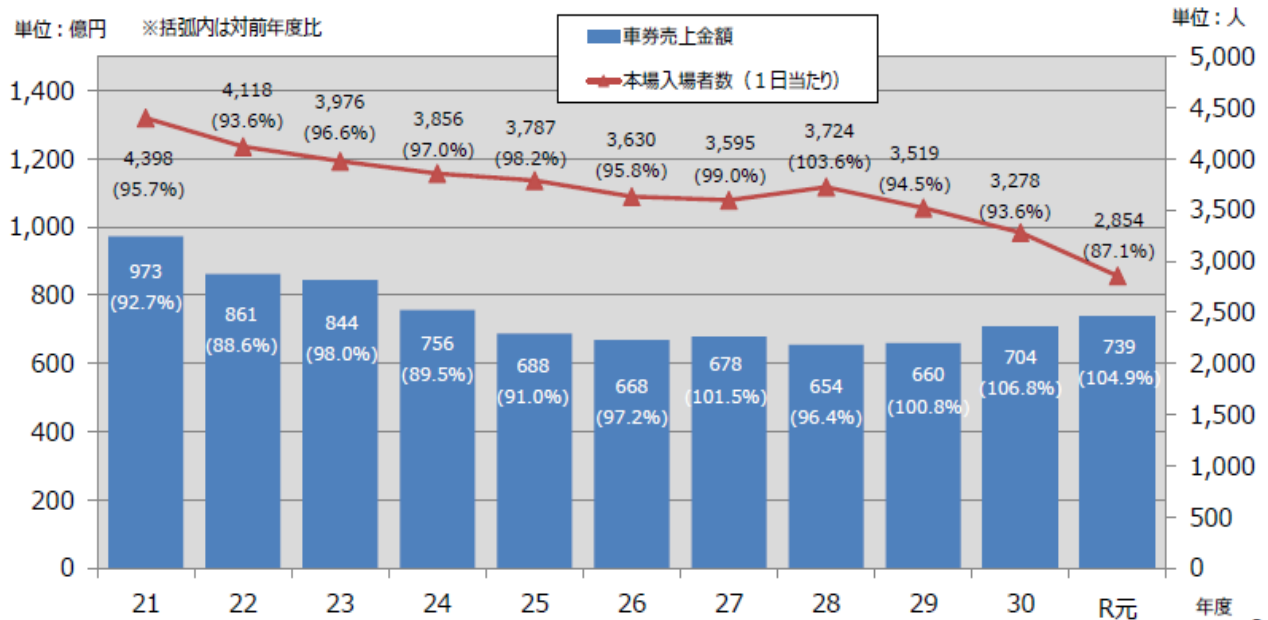
- 競輪の令和元年度の売上は、6,605億円となっている。増加の主な要因は、引き続きインターネット投票の増加。
- 一方、競輪場（本場）の入場者数は減少を続けており、令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため、本年2月27日から無観客での開催により更に減少幅が膨らんだ。



出典: 経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」

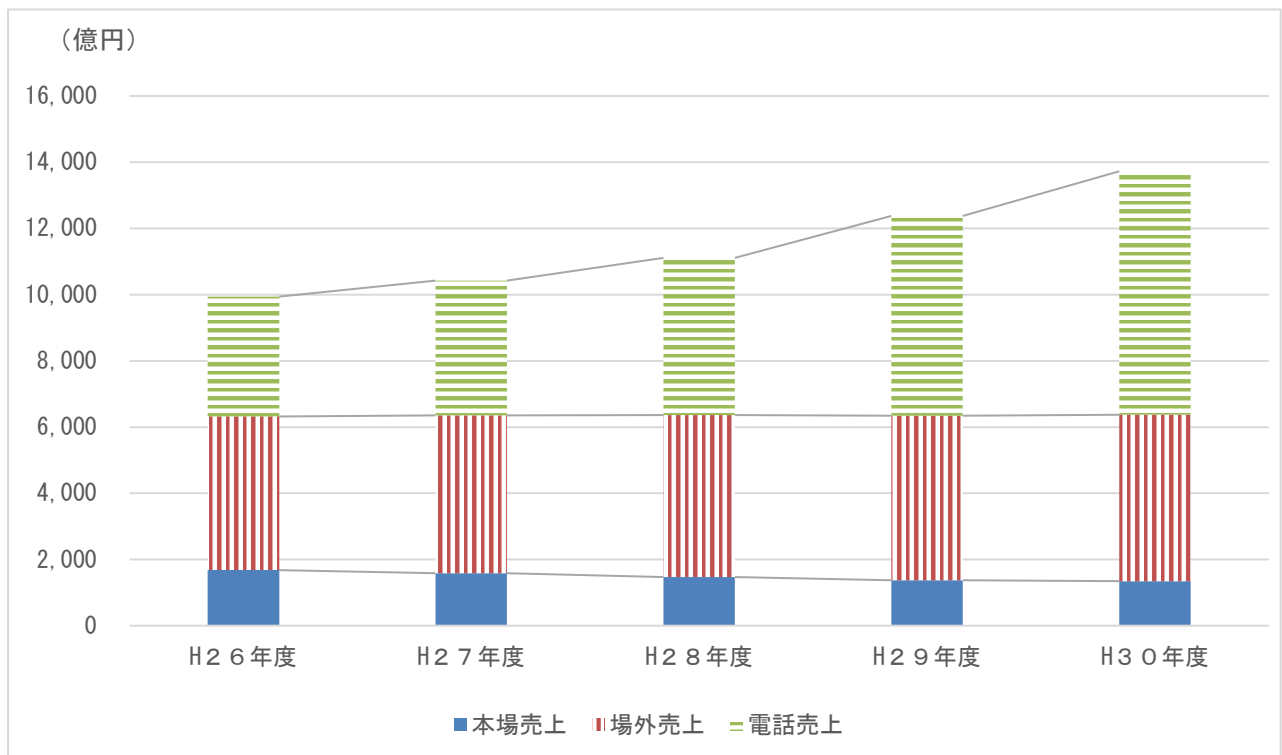
図4 オートレースの売上高・本場入場者数の推移

- オートレースの売上は平成3年度（約3,500億円）をピークに減少を続けてきたものの、平成29年度からは**3年連続の増加**。主な要因は、インターネット投票の増加によるもの。
- 1日当たりの本場入場者数は微減傾向であったが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため2月27日から無観客での開催により更に減少幅が膨らんだ。



出典：経済産業省「競輪・オートレースを巡る最近の状況について」

図5 モーターボート競走の売上推移



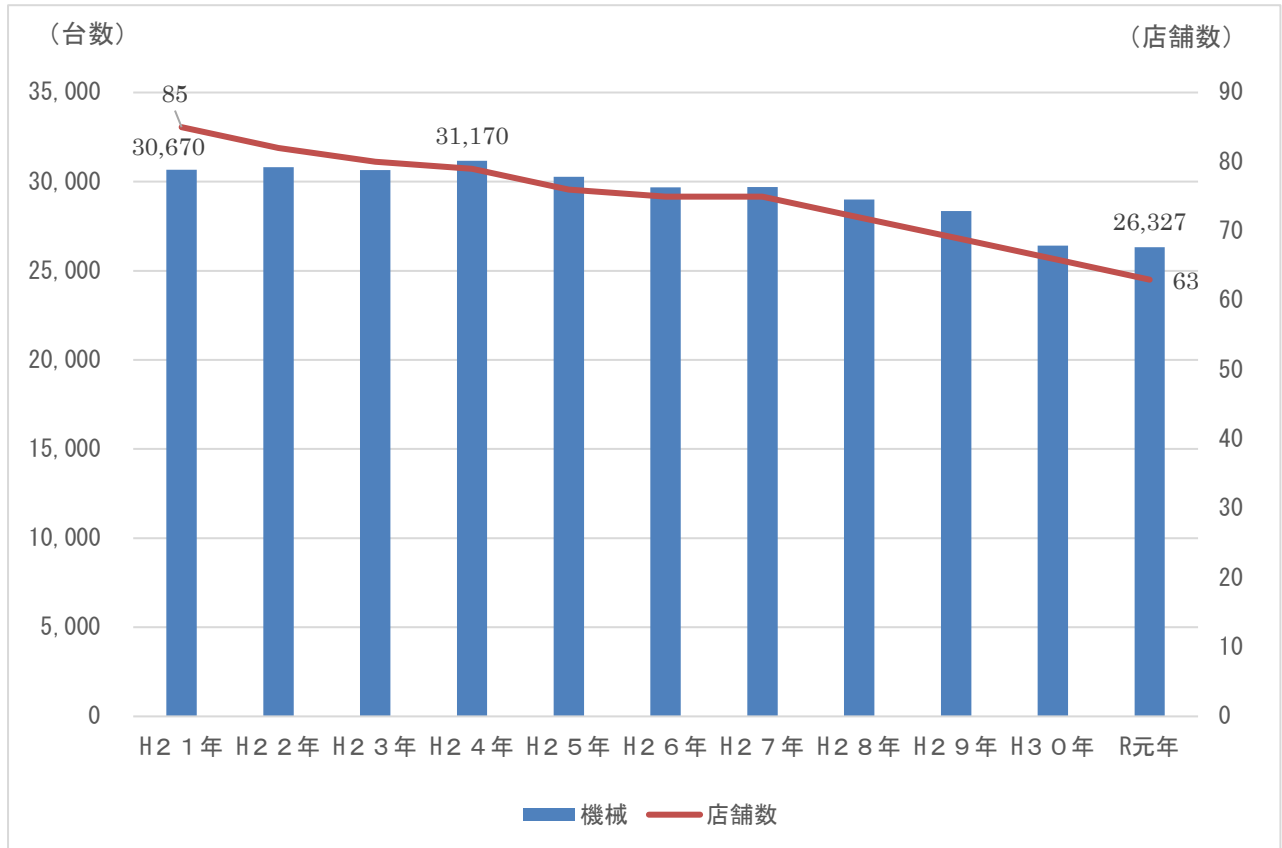
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会形態別売上金額一覧表より山梨県作成

第2章 

また、警察庁の発表による山梨県内の遊技場（ぱちんこ・スロット）店舗数及び機械設置台数の推移は次のとおりです。令和元年（2019）年12月末現在63店舗、26,327台となっており、店舗数、遊技機設置台数ともに減少傾向にあります。（図6）

令和元年末時点での本県の店舗数及び機械設置台数を18歳以上の人口³10万対で全国平均と比較すると、店舗数は、全国8.96店、本県8.91店、機械設置台数は、全国3,899台、本県3,676台であり、店舗数は同程度ですが、機械設置台数は全国の方が多くなっています。

図6 山梨県内の遊技場店舗数及び機械設置台数の推移



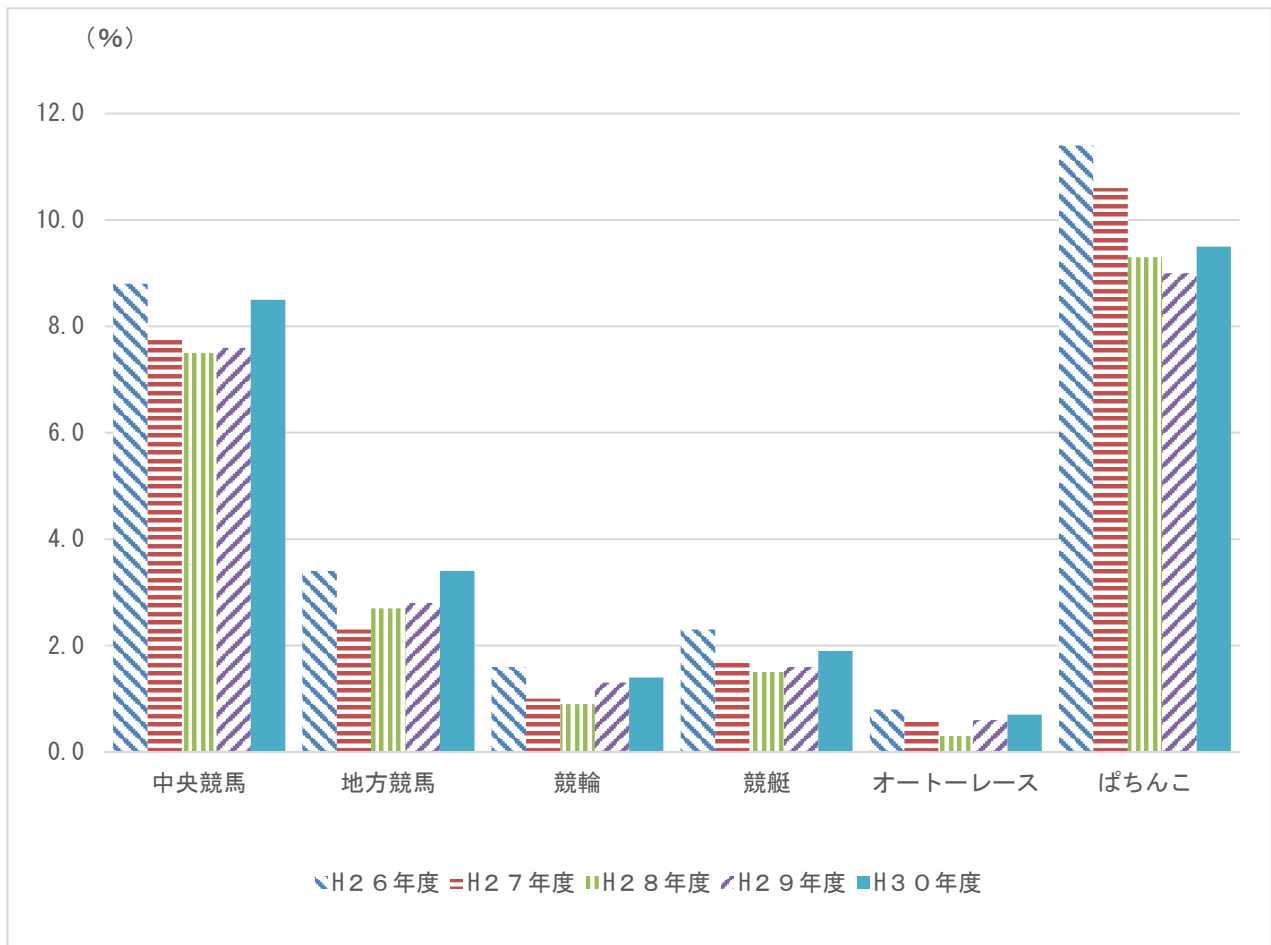
全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより山梨県作成

³ 平成27(2015)年国勢調査より算出

② 余暇活動参加率、平均活動回数、平均費用(全国)

レジャー白書によると、全国での余暇活動への参加率は、ぱちんこ、中央競馬、地方競馬の順で高くなっています。また、全国における年間平均費用については、ぱちんこが最も高額となっていますが、インターネット投票の影響もあり、中央競馬、地方競馬ともに増加傾向にあります。(※参加率が3%未満の活動は、誤差が大きいいため年間平均費用のデータは割愛。)(図7)(図8)

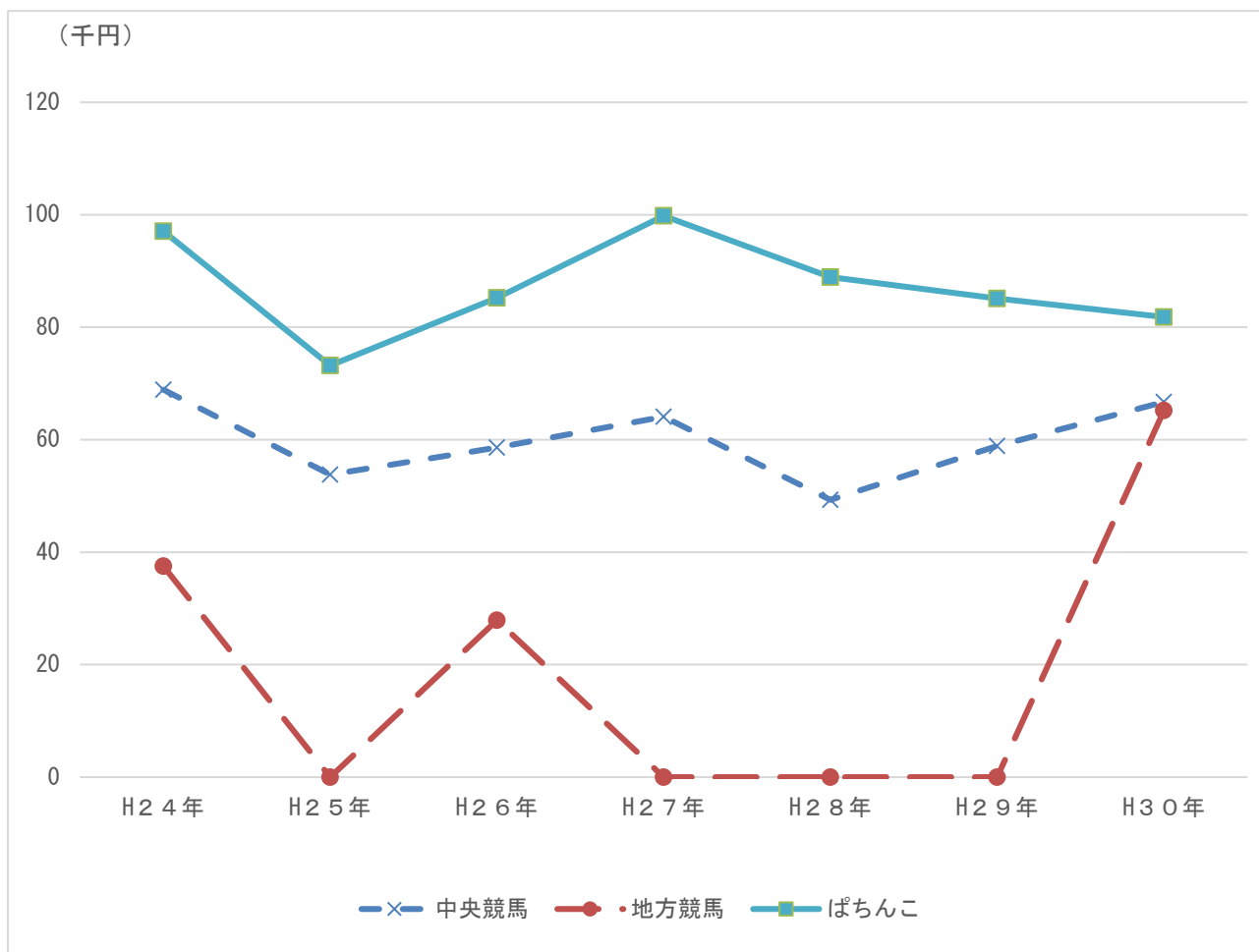
図7 全国における余暇活動参加率
(回答者のうち、個々の余暇活動を1年間に1回以上行った人の割合)



レジャー白書より山梨県作成

図8 全国における余暇活動に対する年間平均費用（※娯楽分野に限定）

（設問内容：ぱちんこやギャンブルは使用した金額をすべてお答えください。交通費や飲食費は除く。）



レジャー白書より山梨県作成

③ 依存症者の状況(全国)(山梨)

ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握することが不可欠であることから、基本計画において、国は令和元(2019)年度から令和3(2021)年度までの予定で実態調査を実施することとしています。なお、現時点でのギャンブル等依存症者の状況は、以下のとおりとなっています。

(1) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」という。)調査に基づく状況

AMEDが実施した「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」(平成29年9月29日全国調査結果の中間とりまとめ)(以下「AMED調査」という。)によると、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、成人の0.8%、「生涯でギャンブル等依存症が疑われる者」の割合は、成人の3.6%と推計されています。上記の疫学調査を基に本県の成人人口(20~74歳)⁴(約56万人)から換算すると、「過去1年以内にギャンブル等依存症が疑われる者」が約4,500人、「生涯でギャンブル等依存症が疑われる者」が約20,200人と推計されます。(表2)

表2 平成29年度全国調査の概要(SOGS(※1)に関する調査)

	平成29年度全国調査	(参考)
		山梨県の推計値
研究実施主体	日本医療研究開発機構(AMED) 久里浜医療センターに委託して実施	/
調査方法	面接調査	
対象者の選択方法	全国の住民基本台帳より無作為に抽出	
調査対象者数	10,000名	
回答者数	4,685名(回答率:46.9%)	
ギャンブル等依存症が疑われる者(SOGS5点以上、過去1年以内)	推計値:成人の0.8%	約4,500人
ギャンブル等依存症が疑われる者(SOGS5点以上、生涯)	推計値:成人の3.6%	約20,200人

(※1) SOGS(The South Oaks Gambling Screen)は、世界的に最も多く用いられているギャンブル依存の簡易スクリーニングテストである。12項目(20点満点)の質問中、その回答から算出した点数が5点以上の場合にギャンブル等依存の疑いありとされる。

国内のギャンブル等依存症に関する疫学調査(久里浜医療センターH29年9月)一部改

⁴ 平成27年国勢調査より算出

(2) 精神保健福祉資料に基づく状況

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（精神保健研究所精神医療政策研究部）が実施した精神保健福祉資料（630 調査）（令和元年 8 月 29 日公表）によると、平成 29（2017）年度の全国における「ギャンブル等依存症」として、1 回以上精神科を受診した者（以下「外来患者」という。）は 3,499 人、「ギャンブル等依存症」を理由に入院した患者数（以下「入院患者」という。）は 280 人、本県における外来患者が 38 人、入院患者が 0-9 人でした。平成 27（2015）～平成 29（2017）年度での外来患者における人口 10 万対の有病率⁵は下表のとおりです。（表3）（表4）

表3 ギャンブル等依存症患者数の推移

	全国 外来患者数(入院患者数)	山梨 外来患者数(入院患者数)
H27	2,652(243)	20(0-9)
H28	2,929(261)	16(0-9)
H29	3,499(280)	38(0-9)

※外来：1 回以上、精神科を受診した者の数

※入院：依存症を理由に精神病床に入院している者の数

※1 年間に外来受診と精神病床入院の両方に該当した同一患者は、上記の外来と入院の両方に計上

※少ない数値の表示：患者数が 0～9 人の場合は特定数の表示が不可

※出典：精神保健福祉資料 <https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/>

精神保健福祉資料より山梨県作成

表4 ギャンブル等依存症患者の有病率（人口 10 万対）

	全国	山梨
H27	2.09	<u>2.40</u>
H28	2.31	<u>1.93</u>
H29	2.76	<u>4.62</u>

精神保健福祉資料より山梨県作成

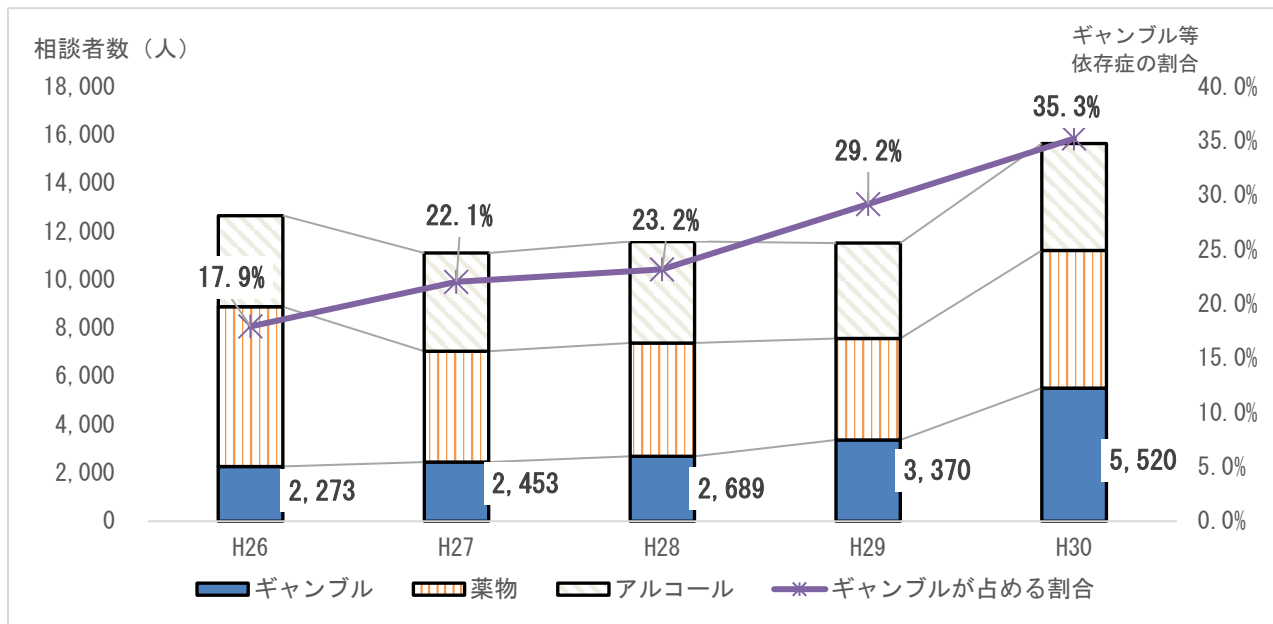
本県には、依存症回復施設があり、県外から多くの当事者を受け入れていることから、有病率や受診者数に関係があると思われる。

⁵ 有病率は、ある一時点において、疾病を有している人の割合（出典：一般社団法人日本疫学学会）
分母は各年度の 10 月 1 日現在人口推計を設定。

④ ギャンブル等依存症に関する相談件数・割合(全国)(山梨)

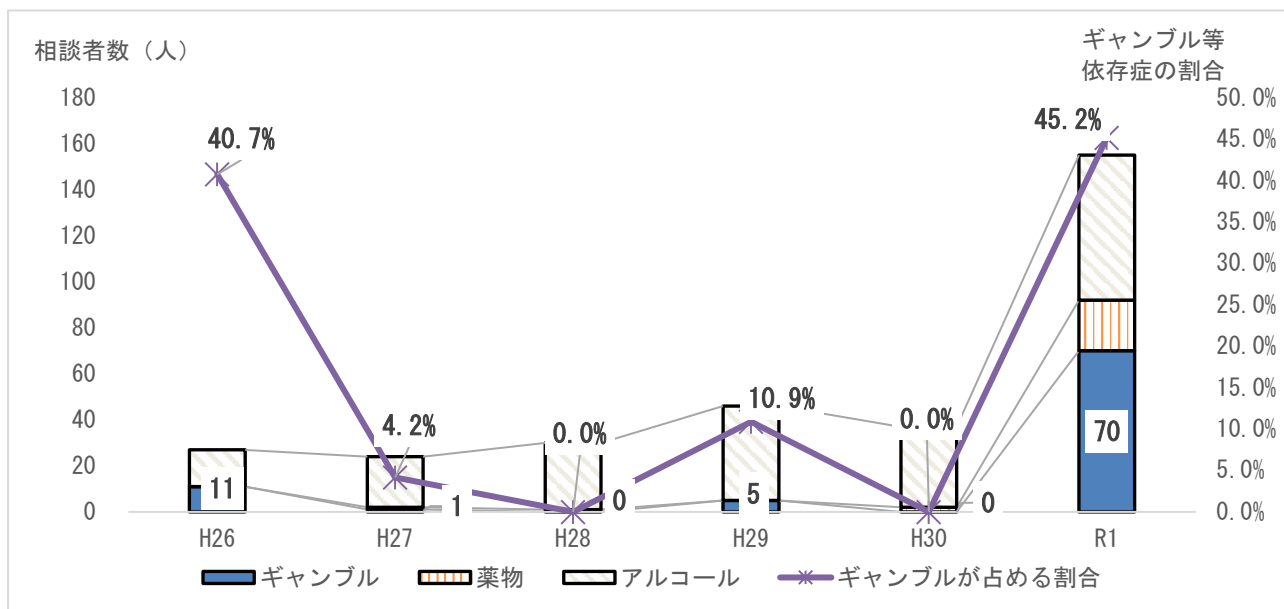
ギャンブル等依存症に関する相談件数及び割合は、全国では近年、増加傾向にあります。山梨県では、年度によりバラツキがありますが、令和元(2019)年8月に「依存症相談拠点⁶」として、精神保健福祉センター内に「依存症相談窓口」(以下「相談窓口」という。)を設置したことに伴い、相談件数は急増しています。(図9)(図10)

図9 全国の精神保健福祉センターにおける依存症相談件数・ギャンブル等依存症の割合(平成26年度~平成29年度)



衛生行政報告例より山梨県作成

図10 山梨県立精神保健福祉センターにおける依存症相談件数・ギャンブル等依存症の割合(平成26年度~令和元年度)



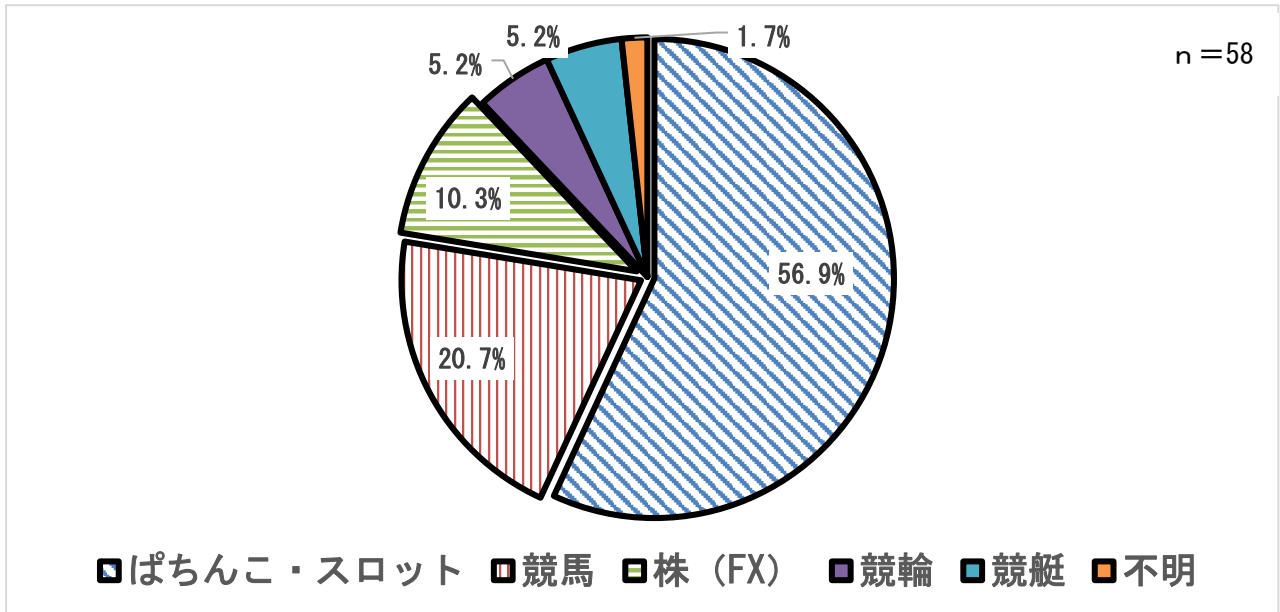
衛生行政報告例、山梨県福祉保健部障害福祉課調べより山梨県作成

⁶ 専任の相談員を配置し、当事者や家族からの相談を受け、必要に応じ治療が可能な医療機関等を紹介する相談機関。相談対応の他、当事者向けの回復支援プログラムや家族教室を開催する。

⑤ 山梨県相談窓口におけるギャンブル等の種別状況

相談窓口における令和元(2019)年度(8月1日~3月31日)の延相談件数は58件でした。ギャンブル等種別は、ぱちんこ、競馬、株(FX)が多くなっています。全国と比較することはできませんが、株(FX)に関する相談割合が多くなっています。(図11)

図11 山梨県相談窓口におけるギャンブル等の種別相談状況(令和元年度)



出典:山梨県立精神保健福祉センター相談集計

⑥ 依存症関連問題の状況(全国)

基本計画では、ギャンブル等依存症問題⁷に関する全国の状況は以下のとおりです。

- ① 平成29(2017)年度にPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された借金の問題に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数は、26,387件中、535件でした。(消費者庁調査による。)
- ② 平成29(2017)年に財務省財務局・財務支局に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」とであると判明したものは、5,299件中323件、同様に地方公共団体に寄せられた相談については、29,861件中828件でした。(金融庁調査による。)
- ③ 平成29(2017)年の刑法犯の総検挙数316,412件(交通業過及び解決事件を除く。)中、主たる被疑者の犯行の動機・原因がギャンブル又はぱちんこをすることへの欲求であるものの件数の合計は、2,570件でした。(警察庁「平成29年の犯罪」による。)
- ④ 平成29(2017)年においては、保護観察対象者のうち、「ギャンブル等依存対象者」類型に認定された者の数は、28,035名中1,296名でした。(法務省調査による。)

⁷ ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題(出典:ギャンブル等依存症対策基本法)

⑦ 山梨県における自殺の状況

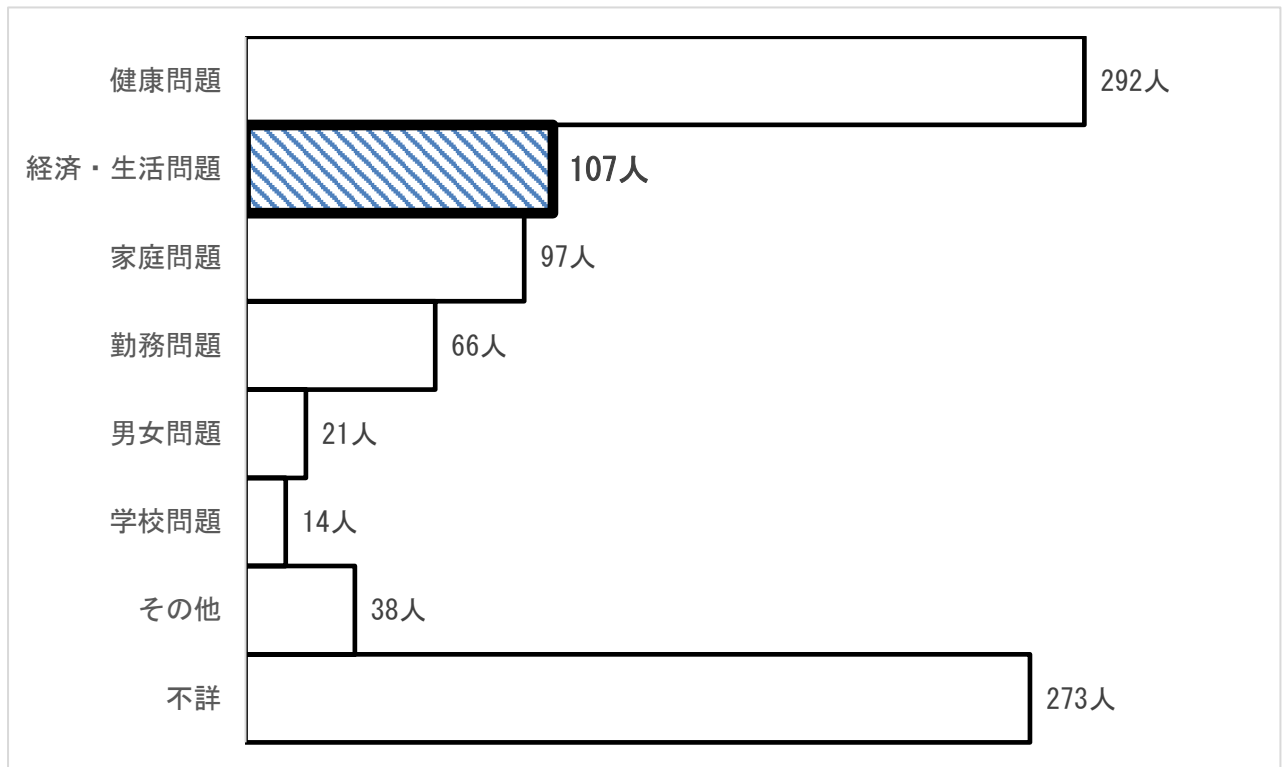
ギャンブル等依存症問題の一つに自殺が含まれています。厚生労働科学研究⁸によると、病的ギャンブラーにおける自殺念慮経験及び自殺企図経験は、健常対照群より高率であったことから、「病的ギャンブラーは、健常人よりもはるかに深刻な自殺傾向を呈しているだけでなく、すでに医学的概念として確立されている」とされています。

国の自殺総合対策大綱では、「適切な精神科医療を受けられるようにする」との施策を掲げ、依存症を含めた精神疾患等によるハイリスク者対策を推進することとしており、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行うとしています。

平成 27(2015)年～令和元(2019)年の県内の自殺を原因・動機別に見ると、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順となっています。経済・生活問題の内訳では、生活苦、多重債務、その他、事業不振の順となっています。多重債務の中には、ギャンブル等を起因とした自殺が含まれていることが推定されます。(図 12)(図 13)

※ 図 12、図 13 の出典である地域における自殺の基礎資料及び自殺統計原票では、明らかに推定できる原因・動機を一人につき 3 つまで計上しているため、自殺者数とは一致しません。また、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きているものであることに留意が必要です。

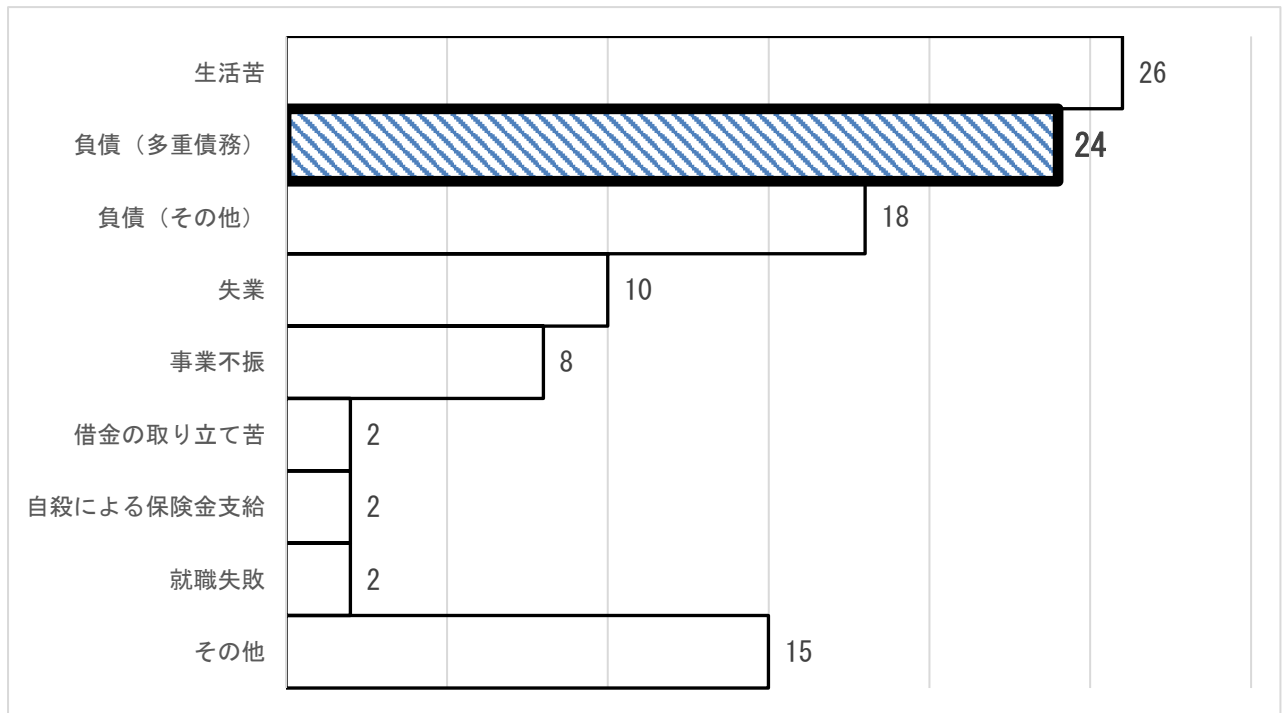
図12 原因・動機別の自殺者数



警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計より山梨県作成

⁸ 平成 22 年(2010)年 3 月「精神障害者の地域ケアの促進に関する研究」(研究代表者: 宮岡等)

図13 経済・生活問題の内訳



警察庁自殺統計原票データを厚生労働省において特別集計より山梨県作成

⑧ 山梨県内のギャンブル等依存症に対応できる精神科医療機関

精神保健福祉センターが平成 30(2018)年度に実施した「精神科医療機関における依存症に対するニーズについての調査」によると、平成 29(2017)年度にギャンブル等依存症について診療を行った医療機関は6か所でした。令和 2(2020)年 3 月には、ギャンブル等依存症に係る専門医療機関⁹として、「公益財団法人住吉偕成会 住吉病院」を選定しました。専門医療機関での外来受診患者数は増加傾向にあります。受診患者の特徴として、20、30 代の男性が特に多くなっています。(表5)(表6)(図14)

表5 ギャンブル等依存症の診療を行った医療機関

調査対象機関数	依存症治療医療機関数	ギャンブル等依存症診療医療機関数(再掲)
23	14	6

出典:「精神科医療機関における依存症に対するニーズについての調査」

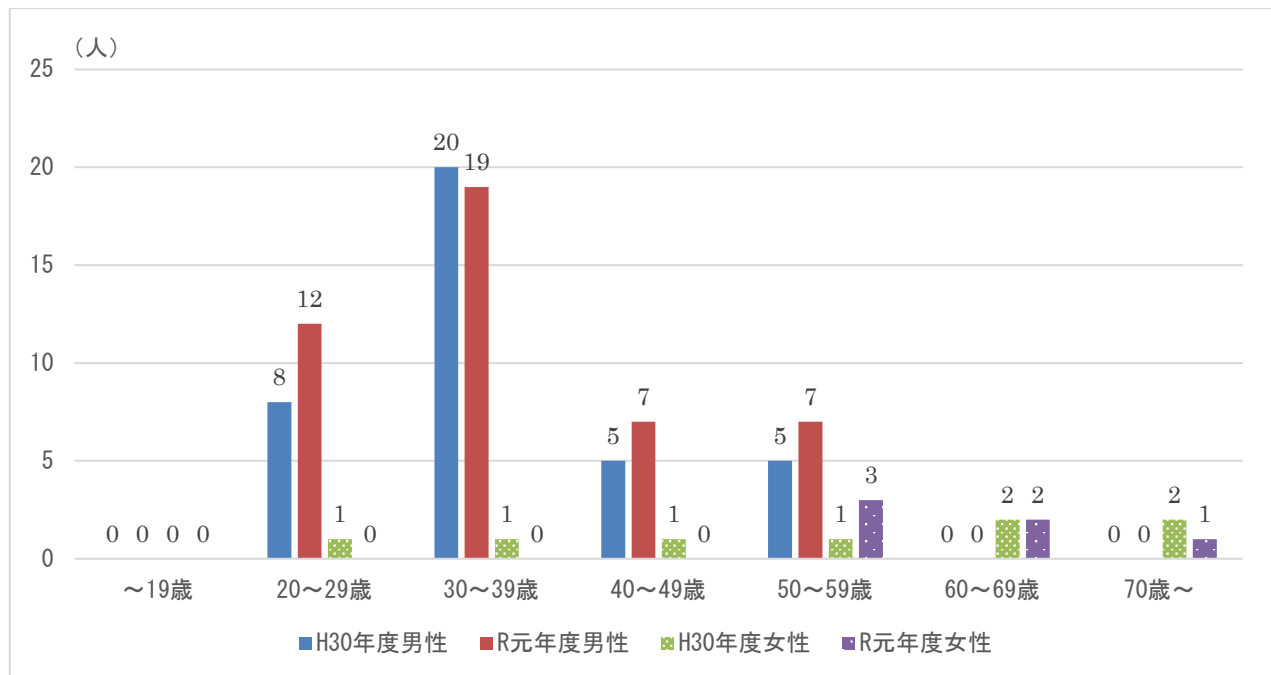
表6 専門医療機関(住吉病院)での診療実績

	公益財団法人住吉偕成会 住吉病院			
	外来		入院	
	実	延	実	延
H28	15	79	4	4
H29	35	112	4	8
H30	46	144	3	3
R1	51	180	3	5

出典:「依存症専門医療機関の診療実績報告」

⁹ 国の指定する研修を修了した医師、看護師を有し、専門的な入院・外来医療の提供及び関係機関と連携を図っている医療機関

図14 平成30年度、令和元年度専門医療機関における外来患者の内訳(性別・年代別、実人数)



「依存症専門医療機関の診療実績報告」より山梨県作成

⑨ 山梨県内の指導者養成研修受講者

依存症患者等に対する支援を行う人材を養成することを目的として、依存症対策全国センター(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター)では、指導者養成研修を実施しています。治療指導者研修¹⁰及び相談対応指導者研修¹¹の県内の受講状況は、以下のとおりです。(表7)

表7 県内の研修受講状況(令和元年度末現在)

	治療指導者養成研修	相談対応指導者養成研修
県全体	医師 2人 精神保健福祉士 2人	精神保健福祉士 2人 社会福祉士 1人 臨床心理技術者 1人
うち 専門医療機関 及び相談窓口 在籍職員	医師 1人 精神保健福祉士 1人	精神保健福祉士 2人 社会福祉士 1人

出典:山梨県福祉保健部障害福祉課調べ

¹⁰ 精神科医療機関及び精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象としたギャンブル等依存症に起因する精神症状への対応、潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修

¹¹ 依存症患者等への相談支援を行う者を対象とした、ギャンブル等依存症の特性を踏まえた相談支援に関する研修

⑩ 山梨県内の民間団体・自助グループ

県内には、回復に資する活動を行っている民間団体として、家族会と回復施設があります。厚生労働科学研究¹²によると、令和2年(2020年)1月現在、31都道府県に87の依存症回復施設があり、ギャンブル等依存症に限定したものは、グレイス・ロードを含めて3施設(神奈川県、山梨県、長崎県)となっています。

(表8)

また、民間団体とは別に自助グループがあり、当事者が集い共感し合う場合は、依存症からの回復に重要な役割を果たしています。(表9)

表8 山梨県内の民間団体

名称	概要	活動日・会場
全国ギャンブル依存症家族の会 山梨	ギャンブル依存症の家族の集まり。 ギャンブル依存症の家族が抱える問題を広く知ってもらうことを目的として、啓発活動、情報提供などの活動を実施。	日曜日：韮崎会場
グレイス・ロード	ギャンブル依存症回復施設。 ギャンブル依存症者にグループミーティングを主体とした回復プログラムを提供し、自助グループ(GA)へ通う習慣づけをすることにより、将来の社会的自立を目指す。	甲斐サポートセンター (主たる事業所) 甲府令和サポートセンター (従たる事業所)

令和2年4月30日現在、各団体ホームページより山梨県作成

表9 山梨県内の自助グループ

名称	概要	活動日・会場
ギャンブラーズ・アノニマス(GA)	経験と力と希望を分かち合って共通する問題を解決し、ほかの人たちもギャンブルの問題から回復するように手助けしたいという共同体。 自分の体験を話し、なかまの話を聞くミーティングを定期的に行う。	グループ数：6 月曜日：甲府北口・甲府青沼会場 火曜日：甲州・八田・昭和町会場 水曜日：大月・甲府西・甲州・甲府会場 金曜日：富士吉田・甲府西・住吉・韮崎会場 土曜日：甲府北東・甲府青沼会場 日曜日：丸の内・甲府南西会場
ギャマノン	ギャンブルの問題の影響を受けた家族・友人のための自助グループ。 医師・カウンセラーなどは同席せず、ギャンブル依存症本人の家族・友人という同じ立場の人たちが集まってミーティングを行う。	グループ数：2 水曜日：甲府西会場 土曜日：甲府会場 日曜日：富士吉田会場

令和2年4月30日現在、各団体ホームページより山梨県作成

¹² 平成29年(2017)年5月「アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究」(研究代表者：樋口進)

2. 課題

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会の構築を目指すためには、ギャンブル等依存症関連の現状を把握し、本県の実情に応じた施策を推進する必要があります。

課題①：正しい知識の普及

- ・ 依存症について、「適切な支援や治療により回復が可能である」という理解を深めるための正しい知識の普及が必要です。
- ・ ギャンブル等のコントロールができなくなる状態にある人は、文献等においても若年層に多いとされていることから、若年層に向けた予防教育・啓発の充実が必要です。

課題②：相談支援体制の強化

- ・ ギャンブル等依存症が疑われる者の数と相談者数に大きな乖離があり、潜在している依存症者等を相談につなげるため、相談機関の周知及び支援の充実が必要です。
- ・ ギャンブル等依存症は、本人だけでなく家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせることから、家族等への支援の充実が必要です。

課題③：回復支援・社会復帰支援の促進

- ・ 依存症からの回復には、医療機関や相談機関での治療・支援のみでなく、生活の場でもある地域からのサポートが重要であり、回復・社会復帰支援の充実のため、民間団体等との連携が必要です。

課題④：医療提供体制の強化

- ・ ギャンブル等依存症が疑われる者の数と専門医療機関受診者数に大きな乖離があり、潜在している依存症者等を医療につなげるため、専門医療機関の周知及び医療の充実が必要です。
- ・ ギャンブル等依存症の特性を理解した上で対応できる医療従事者の養成が必要です。

課題⑤：切れ目のない支援体制の構築

- ・ ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の多岐にわたる関連問題を生ずる恐れがあり、本人及び家族等の治療や支援を切れ目なく行うため、関係機関が相互理解を深め、連携の強化が必要です。
- ・ 対応が想定される関係機関において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発と適切な機関へのつなぎ等の対応力の向上が必要です。

第3章 ギャンブル等依存症対策の

推進に関する基本的な考え方

1. 基本理念

山梨県におけるギャンブル等依存症の現状及び基本法の基本理念を勘案し、次の3つの理念に基づいてギャンブル等依存症対策を推進します。

- (1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と円滑な日常生活及び社会生活への支援
- (2) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- (3) アルコールや薬物の依存に関する施策との有機的な連携への配慮

(1) ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と

円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症対策においては、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症当事者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援します。

(2) 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な

連携への配慮

ギャンブル等依存症が多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行います。

(3) アルコールや薬物の依存に関する施策との有機的な連携への配慮

医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコールや薬物の依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう必要な配慮を行います。

2. 国、県、関係事業者、国民等の責務

基本法では、国、地方公共団体、関係事業者、国民、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者のそれぞれの責務が定められています。

山梨県においても、本計画に基づき、国、市町村、関係機関及び民間団体等との積極的な連携により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

(1) 国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

(2) 地方公共団体

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

(3) 関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努める。

(4) 国民（県民）

ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

(5) ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

3. 共通認識

ギャンブル等依存症対策を進める上で、本県の現状、基本理念、取組主体ごとの役割を踏まえ、県や県民、関係機関等は、次の点を理解・認識することが必要となります。

(1) ギャンブル等依存症は、誰でもなり得る身近な問題

近年、インターネット等により自宅等においてもギャンブル等を行うことができ、ギャンブル等がより身近な存在となっています。ギャンブル等依存症は、ギャンブルをしていれば、誰でもなり得ます。

(2) ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のコントロールができなくなる状態

ギャンブル等にのめり込んでしまうのは、行動をコントロールしている脳がうまく機能しなくなるからです。本人の意志が弱いのではなく、脳の変化に気付かず自分ではやめることができなくなってしまう状態です。

(3) ギャンブル等依存症は、適切な介入により効果的な予防及び回復が可能

依存症は、「否認の病」とも呼ばれ、本人は自分が置かれている状況や問題を認めようとしらない特性があります。早期の段階で医療・相談等の適切な介入を行うことで、効果的な予防、回復が可能です。

(4) ギャンブル等依存症対策は、様々な機関が連携した支援が必要

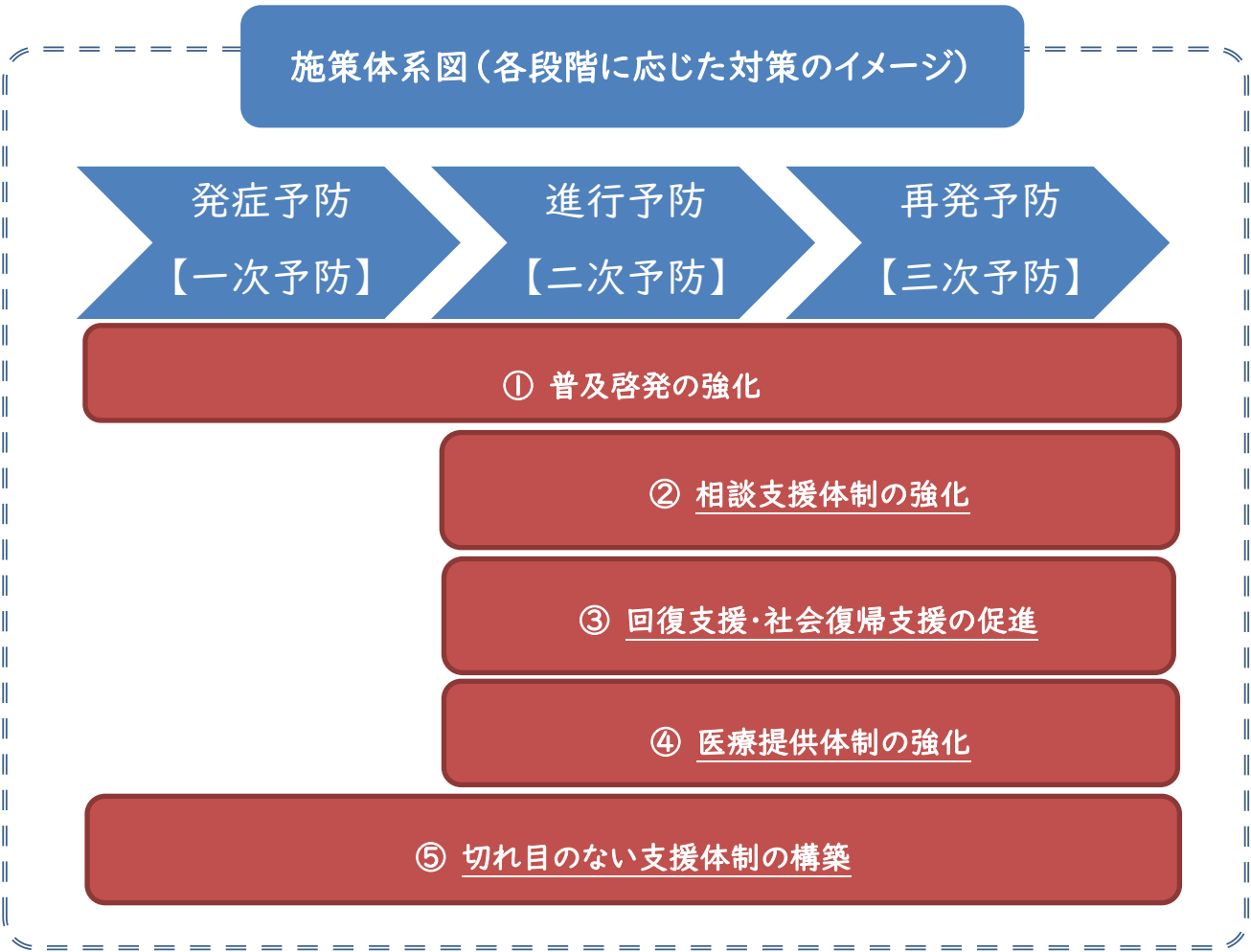
ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の多岐にわたる関連問題を生ずる恐れがあるため、単一機関での対応は困難です。社会全体におけるギャンブル等依存症の正しい理解を浸透させ、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関の相互連携による包括的な支援体制を構築することが必要です。

第4章 具体的な施策

1. 施策体系

ギャンブル等依存症対策の推進にあたり、ギャンブル等依存症の予防を目指す「発症予防」、ギャンブル等依存症関連の問題がある人の早期発見・適切な介入を行う「進行予防」、ギャンブル等依存症の本人及び家族等が安心して日常生活および社会生活を送れるよう回復支援を行う「再発予防」の各段階に応じた対策が重要です。

上記及びギャンブル等依存症対策に関する共通認識を踏まえ、発症予防、進行予防、再発予防ごとの対策を整理すると、次のようになります。



イ 知識の普及啓発（JRA ウインズ石和）

- ギャンブル等依存症を解説したリーフレット（精神科医の監修・JRA 本部作成）を来場者に配布します。

ウ 依存症対策の周知（複合型場外発売施設「双葉」）

- 施設内において、ポスター掲示、テロップ放映により依存症対策の呼びかけを実施します。

エ パチンコ・パチスロ依存問題（のめり込み）の普及啓発（山梨県遊技業協同組合）

- ギャンブル等依存症問題啓発週間に合わせ、業界団体では、パチンコ・パチスロ（のめり込み）についての理解を広げるためのフォーラムを開催します。
- 共通標語の制定、啓発週間に関するポスターの掲示、SNS による啓発等により、のめり込み防止に関する注意喚起活動を実施します。

オ 予防啓発・正しい認知の普及活動（民間団体）

- 精神保健福祉センター事業への協力、各種フォーラムでの講演等を実施します。

カ ギャンブル等依存症に関する啓発活動（民間団体）

- チラシの作成、公共機関や施設での配布を行います。
- 県民やメディアに対する啓発活動を実施します。
- ブログ等により情報発信を行います。

③不適切なギャンブル等の誘因防止

ギャンブル等への依存（のめり込み）を防止するためには、依存を生じさせない環境づくりも重要となるため、更なる誘因防止に取り組みます。

具体的な取組

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく報告・立入（山梨県警察本部）

- 報告、立入を通じてぱちんこに係る広告・宣伝のあり方、アクセス制限、施設内の取組、相談・治療につなげる取組、依存症対策の体制整備等が適切にとられているかの確認をします。

イ 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（山梨県警察本部）

- 違法な賭博店等に係る情報収集に努めるとともに、取締りを一層強化します。

ウ 射幸心をあおらない広告・宣伝の推進（JRA ウインズ石和）

- メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、勝馬投票券を想起させる表現、高額の中がある旨の表現を用いないなど射幸心をあおる内容とならない広告を実施します。

エ 未成年者への対応 (JRA ウインズ石和)

- 館内に提示するレース開催告知ポスターや勝馬投票券の自動発売機に貼付するステッカー (ともに JRA 本部作成)、事業者で実施するイベントを告知するチラシ等において、勝馬投票券を購入できる年齢 (20 歳以上) を告知し、競馬法第 28 条で規定する未成年者の勝馬投票券の購入禁止に関する注意喚起を実施します。

オ 入場制限 (JRA ウインズ石和)

- 本人又はその家族が入場制限を申告したときは、JRA 本部が定める手続に沿って、当該措置を実施します。

カ 自己申告・家族申告プログラム¹³の導入 (山梨県遊技業協同組合)

- パチンコ・パチスロ遊技へののめり込みを抑制したいと考えている自身や家族からの申込により、自己申告プログラム・家族申告プログラムを導入します。

キ 実施規定等の制定 (山梨県遊技業協同組合)

- 業界団体において、「パチンコ依存問題対策基本要綱」、「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」を制定。「パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱」に基づき、「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」を制定し、個々の店舗において依存 (のめり込み) 問題への対応を規定し、取り組みます。

④関係機関への周知

ギャンブル等依存症問題に対応する関係機関等へ正しい知識や相談窓口等の支援機関に関する情報を周知することにより、適切な介入、支援につなげます。

具体的な取組

ア ギャンブル等依存症に関する普及・啓発 (山梨県県民安全協働課)

- ギャンブル等依存症に関する普及・啓発用チラシを作成し、県消費者安全確保推進会議 (県、市町村、弁護士会、司法書士会、警察で構成) に提供するとともに、関係機関に送付します。

イ ギャンブル等依存症問題関係機関へ依存症相談拠点・専門医療機関等の周知 (山梨県障害福祉課)

- ギャンブル等依存症問題に対応する関係機関¹⁴にギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関、自助グループなどが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応の中でギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を整えます。

¹³ 1日に使用する金額や遊技時間等の上限を自身等で決定し、その上限を超えた際に店舗スタッフが告知するシステム

¹⁴ 関連問題 (多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等) への対応が想定される弁護士会、司法書士会、自立相談支援機関、児童相談所、発達障害者支援センター、刑事施設、保護観察所等

ウ 相談窓口や依存症に関する周知(山梨産業保健総合支援センター)

- 事業所の産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症の相談が寄せられた場合に相談窓口や自助グループ等を紹介できるよう、団体のウェブサイト等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を行うとともに、当該ページに厚生労働省のリンク(「依存症対策」、「依存症の理解を深めるための普及啓発リーフレット」)を貼るなど情報提供に努めます。

エ 関連問題と連携した従事者教育・普及啓発(山梨産業保健総合支援センター)

- ギャンブル等依存症当事者やその家族等には、発達障害などの他の精神障害を抱える者もいることから、関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した普及啓発を推進します。

施策の柱 (2) 相談支援体制の強化

①相談支援体制の充実・強化

ギャンブル等依存症に関する相談は、精神保健福祉センター、保健所、市町村、民間団体等で行われていますが、推計ギャンブラー数と相談実績には大きな乖離があるため、地域における相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

具体的な取組

ア 精神保健福祉センター（依存症相談窓口）における相談の実施（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センター（依存症相談窓口）において、依存症相談員等が面接・電話によりギャンブル等依存症をはじめとする依存症の相談に応じます。

イ 保健所における精神保健福祉相談の実施（山梨県障害福祉課）

- 保健所において、精神保健福祉相談員が面接・電話・訪問等による精神保健福祉相談に応じます。

ウ ギャンブル等依存症問題関係機関へ依存症相談拠点・専門医療機関等の周知（山梨県障害福祉課）

【再掲】

- ギャンブル等依存症問題に対応する関係機関にギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関、自助グループなどが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応の中でギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を整えます。

エ 依存症支援関係者研修会の開催（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センターにおいて、専門医療機関等と協力し、市町村や相談支援事業所、保健所職員等を対象に依存症についての理解を深めることや本人及び家族への支援に必要な技術を習得することを目的とした研修（相談支援従事者研修）を開催します。

オ 依存症家族教室の実施（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症当事者の家族を対象に、ギャンブル等依存症についての正しい知識と対処法を習得する「依存症家族教室」を開催します。

カ 依存症相談対応指導者養成研修への派遣（山梨県障害福祉課）

- 各種依存症の相談対応やつなぎの拠点となる依存症相談拠点の支援人材の強化のため、依存症相談対応指導者養成研修へ精神保健福祉センターや保健所職員を派遣します。

キ 相談対応(民間団体)

- 依存症全般に対するピア¹⁵相談を実施します。
- 電話やメールでのギャンブル等依存症に関する相談対応を行います。

ク ミーティングの開催(民間団体)

- 家族等を対象に体験談の分かち合い、ギャンブル等依存症の学習、講師を招いてのセミナー等のミーティングを定例で実施します。

ケ 従業員の人材育成(JRA ウインズ石和)

- 適切な顧客対応の観点からギャンブル等依存症に関する知識を習得させるため、従業員への研修を実施します。

コ 職員の相談マニュアルの作成(複合型場外発売施設「双葉」)

- 全国モーターボート競走施行者協議会より示された相談マニュアルに基づき、警備本部員、社員、警備員等が対応するマニュアルを作成します。

サ 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」¹⁶制度の導入(山梨県遊技業協同組合)

- 相談対応を行うため、平成 27(2015)年度から導入した「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の更なる養成のための講習会を実施します。

依存症相談拠点(依存症対策総合支援事業)

アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する適切な相談を受けられるようにするため、依存症相談員を配置し都道府県・政令市が設置。

※相談拠点設置の留意点

- ① 関係機関と連携し対応するため、依存症相談員を配置すること。
- ② アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の依存症関連問題に関する相談窓口であることを明示し、周知すること。
- ③ 民間団体を含む関係機関と十分な連携をとる体制ができていること。

¹⁵ ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」という意味。(出典:「ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成」、平成 22(2010)年度障害者総合福祉推進事業)

¹⁶ パチンコ・パチスロ店のスタッフを対象とした、遊技の遊び方やのめり込みの問題に関する基礎知識を習得したアドバイザー

施策の柱 (3) 回復支援・社会復帰の促進

①回復支援・社会復帰支援の充実

依存からの回復のためには、対象行為をしない生活を継続する必要があり、苦しみや経験の分かち合いにより、病気からの回復を促進するとともに、次の生活に向けた準備を行います。

具体的な取組

ア 地域生活定着支援センターの活用（山梨県福祉保健総務課）

- 矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所予定者でギャンブル等依存症を抱える高齢者や障害者に対して、司法、福祉との連携により社会復帰を支援し、対象者本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等につながるよう連携を図ります。

イ 障害者就業・生活支援センターの活用（山梨県障害福祉課）

- 職場への定着が困難又は就業経験のないギャンブル等依存症者に対し、就業生活における自立を図るため、日常生活、社会生活上の支援を行います。

ウ 依存症当事者を対象とした農福連携の推進（山梨県障害福祉課）

- 農福連携のマッチング相手を依存症当事者に拡大し、依存症当事者の社会復帰に向けた就労支援を行います。

エ 民間団体の行う研修会等への後援、周知協力（山梨県障害福祉課）

- ギャンブル等依存症問題の改善に取り組む民間団体等のミーティング活動、普及啓発活動、相談活動を支援します。

オ 依存症当事者グループミーティングの実施（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センターにおいて、依存症当事者に対する回復支援プログラムの提供及び体験談を中心とした意見交換を行う「依存症当事者グループミーティング」を開催します。

カ 依存症回復支援プログラムを活用した地域連携モデルの構築（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症に特化した回復支援施設や専門医療機関等と連携した回復支援プログラムを実施し、地域連携のモデルを作ります。

キ 依存症当事者の回復プログラム提供（民間団体）

- ステージ制に分け、日常生活を取り戻す期間（ミーティング、ソーシャルスキルトレーニング等）、社会復帰に向けた期間（就労トレーニング、再発防止等）として、各種プログラムを実施し、社会復帰・再発防止を行います。

施策の柱 (4) 医療提供体制の強化

①医療体制の充実及び関係者のスキルアップ

身近な地域でギャンブル等依存症に対する適切な治療を受けることができるよう、依存症対策全国センターが実施する研修会への派遣や精神保健福祉センターにおける研修会の開催により関係者のスキルアップを行うとともに、地域の医療機関と依存症専門医療機関の連携を図ります。

具体的な取組

ア ギャンブル等依存症問題関係機関へ依存症相談拠点・専門医療機関等の周知（山梨県障害福祉課）

【再掲】

- ギャンブル等依存症問題に対応する関係機関にギャンブル等依存症に関する相談機関や医療機関、自助グループなどが掲載されたリーフレットを配布し、相談対応の中でギャンブル等依存症が疑われた場合にリーフレットを活用し、相談機関や医療機関などを紹介できる体制を整えます。

イ 依存症治療指導者養成研修の周知・職員の派遣（山梨県障害福祉課）

- ギャンブル等依存症に対応している医療機関の従事者に対し、最新のギャンブル等依存症についての知識を得る機会を周知し、医療の質の向上を図ります。
- ギャンブル等依存症の治療等の拠点となる専門医療機関での支援人材の強化のため、依存症治療指導者養成研修へ医療従事者を派遣できるよう医療機関と調整を図ります。

ウ 依存症支援関係者研修会の開催（山梨県障害福祉課）

- 精神保健福祉センターにおいて、専門医療機関等と協力し、精神科医療機関（依存症治療を専門としない医療機関を含む。）や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象とした、ギャンブル等依存症に起因する精神症状の対応やギャンブル等依存症が背景にある疾患で治療を受けている潜在的な患者の早期発見、早期支援の対応等に関する研修（医療従事者研修）を開催します。

エ 院内プログラムの実施（住吉病院）

- 専門医療機関において、各種依存症患者に対し、依存行為をやめることのみを目的とするだけでなく、「よりよく生きる」、「健康を取り戻す」などの視点で医師による指導や看護師によるリハビリテーションプログラム等を実施します。

オ ミーティング会場の提供（住吉病院）

- 専門医療機関において、自助グループのミーティング会場を提供することにより、入院中の患者が早期から自助グループとの関係性を構築するとともに、通院中の自助グループ参加者へのフォローアップも実施します。

②精神科医師等の確保

適切な精神科医療の充実を図り県民の豊かな生活を守るため、本県の精神科医療を担う医療従事者の確保を図ります。

具体的な取組

ア 医療従事者確保のための環境整備（山梨県医務課）

- 将来、県内の公立病院等（精神科病院含む）において医師等の業務に従事しようとする医学生、看護学生に対して修学資金を貸与し、医療従事者の確保を図ります。

イ 精神科認定看護師の確保・支援（山梨県医務課）

- 精神看護における専門的知識を持つ看護師¹⁷の養成を支援します。

依存症専門医療機関（依存症対策総合支援事業）

依存症の医療体制の強化を図るため、依存症に対する適切な医療が提供できる医療機関であり、厚生労働省が定める選定基準に基づき、都道府県・政令市が選定。

※専門医療機関の選定基準

- ① 精神保健指定医等を1名以上有する保険医療機関であること。
- ② 依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。
- ③ 依存症に係る国の指定した研修を修了した医師が1名以上、及び当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。
- ④ 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。
- ⑤ 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

¹⁷ 一般社団法人日本精神科看護協会の認定資格、精神科認定看護師

施策の柱 (5) 切れ目のない支援体制の構築

①ギャンブル等依存症問題への対応強化

ギャンブル等依存症は、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に密接に関連することから、これらの問題に対応する関係機関等と連携を図ります。

具体的な取組

ア 夜間多重債務無料相談会の開催（山梨県民安全協働課）

- 10、11月の夜間帯に、弁護士、司法書士による多重債務無料相談会を実施します。

イ 多重債務相談の実施（山梨県弁護士会・山梨県司法書士会）

- ギャンブル等に関連する多重債務に関する相談対応を実施します。
- クレサラ問題¹⁸を専門に扱う無料相談会を実施します。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業（山梨県福祉保健総務課）

- 生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、把握したニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行えるよう、自立支援計画を策定するとともに、その計画に基づく各種支援を包括的に行えるよう、関係機関との連絡調整を行います。

②包括的な支援体制の構築

地域の実情に応じたギャンブル等依存症対策を総合的に進めるための体制を構築します。

具体的な取組

ア 依存症連携会議の開催（山梨県障害福祉課）

- 行政・医療・福祉・司法・民間団体等の関係機関において、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、包括的な支援体制を構築します。

イ 依存症連携会議ギャンブル等依存症分科会の開催（山梨県障害福祉課）

- 行政・医療・福祉・司法・関係事業者・民間団体等の関係機関において、地域におけるギャンブル等依存症に関する情報や課題を共有し、包括的な支援体制を構築します。

ウ 情報の収集（山梨県障害福祉課）

- ギャンブル等依存症対策への効果的な取組を推進するため、専門機関の研究成果等について情報を収集し、関係機関に提供します。

¹⁸ クレジット会社やサラ金業(消費者金融、金融庁に認可された正規の貸金業者)からの借入によって生ずる借金返済の問題

第5章 指標及び推進体制

1. 指標

公営競技場を有しない本県においても、場外発売所やインターネット投票等により公営競技に参加でき、人口10万対で全国と同程度の遊技場店舗数を有していることから、ギャンブル等は身近な存在であり、ギャンブル等依存症は、誰でも陥る可能性があります。

ギャンブル等依存症に関する問題を、個人のみの問題と捉えず、社会全体の問題と捉え、必要な知識や情報の啓発、進行予防、社会復帰のための支援を講ずる必要があります。

そこで、ギャンブル等依存症を有する者等に対する支援の充実を図り、もって県民の健康及び福祉を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、計画の実効性を確保するため、計画期間内に達成すべき目標として、以下の指標を設定します。

指標(内容)	現況	達成目標
ギャンブル等依存症問題啓発週間等における普及啓発活動の実施	チラシ・リーフレットの配布	Webを活用した周知の実施 県民向け講演会等の開催 (年1回)
社会資源と連携したプログラムの実施	ギャンブル等依存症に対応したプログラム(※)の実施	県内の社会資源と連携した回復支援プログラム(当事者向け及び家族向け)の実施
依存症対策全国センターが実施する指導者養成研修受講者の充実	治療指導者:4人 相談対応指導者:4人 (R元年度末現在)	治療指導者:7人 相談対応指導者:7人 ※年間1名以上研修受講

(※)精神保健福祉センターが活用している回復支援プログラム

①ARPPS (Addiction Relapse Prevention Program in Shinshu)

長野県精神保健福祉センターが開発した薬物、アルコール、ギャンブル依存症を対象とする治療・回復プログラム

②SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)

「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム」の略で、ギャンブル等に頼らない生活を取り戻すことを目指したプログラム

2. 推進体制

(1) 関係施策との有機的な連携

本計画に基づく施策の推進にあたっては、「山梨県地域保健医療計画」、「やまなし障害児・障害者プラン」、「山梨県アルコール健康障害対策推進計画」、「山梨県再犯防止推進計画」等に基づく取組などの関係施策と有機的に連携し取り組むこととします。

(2) 推進体制

「山梨県依存症連携会議」において、計画の見直し、評価及び実施機関への必要な助言・指導等を行います。

(3) 計画の進行管理

国の基本計画の動向及び「山梨県依存症連携会議」における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施します。

(4) 計画の見直し

計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の終期前であっても、必要に応じて計画の見直しを行います。

参考資料

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）

目次

- 第一章 総則（第一条－第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条－第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条－第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援をすること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策基本推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 国家公安委員長

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする

山梨県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和3年3月

山梨県福祉保健部障害福祉課

電話 055-223-1495 FAX 055-223-1464